

ワクチン（シードロット製剤）の部の牛コロナウイルス感染症（アジュバント加）不活化ワクチン（シード）の項の次に次のように加える。

牛疫生ワクチン（シード）

動生剤基準の牛疫生ワクチン（シード）の3.4.6に規定するところにより、試験を行うものとする。